

## 福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（児童福祉施設等従事者への慰労金支給事業）交付要綱

### （通則）

第1 福井県は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（児童福祉施設等従事者への慰労金支給事業）（以下「補助金」という。）について、事業者等に対し必要な経費等を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2 新型コロナウイルス感染拡大期において、感染防止対策を講じながら児童への保育や指導に継続して努めていただいた職員に対して慰労金を支給する。

### （交付の対象及び交付額の算定等）

第3 この補助金の対象施設、給付対象者、補助対象経費・補助率については別紙1に定めるとおりとする。

2 対象者については、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （2）役員が暴力団員（暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者。
- （3）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- （4）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
- （5）暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者。
- （6）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

### （交付の条件）

第4 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- （1）補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中

止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 給付に係る資金を受領した事業者は、代理申請した者に遅滞なく支払わなければならない。

(6) (1)から(5)により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがある。

#### (交付申請)

**第5** 民営の施設に従事する対象者については、代理受領委任状(様式6)により施設を運営する法人に請求および受領を委任し、法人が一括して交付申請するものとする。法人は交付申請書(様式1)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

**2** 民営の施設を退職した対象者については、原則として従事していた施設を運営する法人に請求および受領を委任することとする。ただし、特別な理由がある場合は、当該個人が交付申請書・請求書(様式16)に関係書類を添えて知事に提出することができるものとする。

**3** 公営の施設に従事するまたは公営の施設を退職した対象者については、当該個人が交付申請書・請求書(様式16)に関係書類を添えて知事に提出するものとする。

#### (交付の決定等)

**第6** 知事は、第5による申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、当該申請書を提出した者に通知するものとする。ただし、第5の2および3による個人で申請をした者に対しては、本通知を省略する。

#### (変更交付申請)

**第7** 前条の規程に基づく決定を受けた者が、この補助金の交付の決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合の手続きは、第5の規定に準じて、変更交付申請書(様式13)により、事情の変更した日から知事が指定した日までにこれを行うものとする。

#### (本事業に関する周知等)

**第8** 知事は、本事業の実施にあたり、事業の概要について、広報その他の方法により児童福祉施設等への周知を行う。

#### (申請が行われなかった場合等の取扱い)

**第9** 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、法人等から別途知事が定める申請の期限までに第5に規定する申請が行われなかった場合は、給付対象者が本事業の給付を辞退したものとみなす。

**2** 知事が第6の規定による交付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があ

り、福井県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付できなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

#### (補助金の交付)

**第10** 補助金は、精算払いまたは概算払いにより交付する。

**2** 補助金の請求は、事業が完了したときに補助金交付請求書(様式8)により行うものとする。ただし、概算払いによる場合は補助金交付請求書(様式9)により請求するものとする。ただし、第5の2および3による個人で申請をした者については、様式16の提出をもって請求をしたとみなす。

**3** 補助金の交付を受けた法人は、第5で委任を受けた対象者に慰労金を支給し、対象者は法人に受領書(様式7)を提出するものとする。

#### (実績報告書)

**第11** 法人は、県から給付に係る資金を受領後、30日以内に当該事業に係る実績報告書(様式10)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要があり、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

また、第5の2および3により個人で申請した者については、受領後30日以内に受領書(様式18)を知事に提出しなければならない。なお、当該受領書の提出をもって実績報告をしたとみなす。

#### (補助金の返還)

**第12** 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還を命ずるものとする。

**2** 知事は、補助金の給付を受けた後に要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により補助金の給付を受けた者に対して、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて、補助金の全部又は一部について県に返還を命ずるものとする。

#### (その他)

**第13** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

## 別紙 1

### 1 慰労金の交付の対象施設（福井県内所在に限る）

認可保育所（保育所型認定こども園含む）、幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業所、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設

（留意点）

- ・認可保育所とは、児童福祉法第35条により県等が認可している保育所とする。
- ・以下、本文において「児童福祉施設等」という。

### 2 給付対象者

（1）慰労金の給付対象となる職員は、（Ⅰ）および（Ⅱ）に該当する者とする。

（Ⅰ）児童福祉施設等に勤務し、児童と接する職員

※この要綱における「児童」とは、児童福祉法第4条において規定する18歳に満たない者とする。

（Ⅱ）次のいずれにも該当する職員

①児童福祉施設等で通算して10日以上勤務した者

※「10日以上勤務」とは、児童福祉施設等において勤務した日が、令和2年3月18日より令和2年6月30日までの間に延べ10日間以上あることとする。

※年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しない。

②慰労金の目的に照らし、「施設を利用する児童との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（調理員、運転手、事務員等も含まれる。また、派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該児童福祉施設等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）

※ボランティアについては、当該慰労金支給事業の対象外とする。

※放課後児童クラブにおいて、対象期間中に一時的に勤務した教職員（教員、事務職員、学校運営支援員等）については、当該慰労金支給事業の対象外とする。

（2）慰労金の給付は、医療機関や介護サービス事業所・障害福祉施設等に勤務する者への慰労金の支給対象となる場合は本事業においては対象外とする。また、本事業における慰労金の支給は1人につき1回に限る（兼務等で複数の児童福祉施設等の従事者である場合は、原則、主となる児童福祉施設等から支給するものとする）。

### 3 補助対象経費・補助率

- ・従事者1人あたり5万円 …補助率10/10
- ・従事者への慰労金交付の際の振り込み手数料 …補助率10/10

※振り込み手数料については、申請した法人が負担するまでが対象であり、派遣会社、受託会社等が負担する分は対象外とする。

### 4 その他

今回の慰労金は、所得税法（昭和40年法第33号）の非課税規定に基づき、非課税所得に該当する。